

## 8 熊本県開発行為許可等申請手数料

(都市計画法関係条文)

### 1 開発行為許可申請手数料 (520号)

(法第29条)

(単位：円)

開発区域の面積	自己の居住用	自己の業務用	非自己用
0. 1ha未満	8, 600	13, 000	86, 000
0. 1ha以上0. 3ha未満	22, 000	30, 000	130, 000
0. 3ha以上0. 6ha未満	43, 000	65, 000	190, 000
0. 6ha以上1ha未満	86, 000	120, 000	260, 000
1ha以上3ha未満	130, 000	200, 000	390, 000
3ha以上6ha未満	170, 000	270, 000	510, 000
6ha以上10ha未満	220, 000	340, 000	660, 000
10ha以上	300, 000	480, 000	870, 000

### 2 開発行為変更許可申請手数料 (521号)

(法第35条の2)

変更許可申請1件につき次に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。

#### ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)

開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じて前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額。

① 面積変更なし 従前の面積に対応する金額の10分の1

#### イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更。

新たに編入される開発区域の面積に応じて前号に規定する額。

② 面積減少 変更後の面積に対応する金額の10分の1

③ 面積増  
i 従前の面積に対応する金額の10分の1 + 増えた面積に対応する金額  
ii 増えた面積に対応する金額(設計変更無しで面積のみ増える場合)

④ 面積の増減 従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する金額の10分の1  
+ 増えた面積に対応する金額

#### ウ その他の変更

10, 000円

### 3 用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請手数料 (522号)

(法第41条第2項ただし書き)

1件につき 46, 000円

### 4 予定建築物等以外の建築許可申請手数料 (523号)

(法第42条1項ただし書き)

1件につき 26, 000円

**5 開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築許可申請手数料(524号)**

(法第43条第1項)

0. 1 ha未満	6, 900円
0. 1 ha以上0. 3 ha未満	18, 000円
0. 3 ha以上0. 6 ha未満	39, 000円
0. 6 ha以上1 ha未満	69, 000円
1 ha以上	97, 000円

**6 開発許可を受けた地位の承継の承認手数料(526号)**

(法第45条)

(単位：円)

開発区域の面積	自己の居住用	自己の業務用	非自己用
1 ha未満	1, 700	1, 700	17, 000
1 ha以上	1, 700	2, 700	17, 000

**7 開発登録簿の写しの交付手数料(527号)**

(法第47条)

用紙1枚につき	470円
---------	------

※ 上記手数料は熊本県の収入証紙で徴収します。

## 宅地造成等規制法許可申請手数料一覧

### 1 宅地造成規制法第8条第1項の許可申請手数料

(478号)

(単位：円)

開発区域の面積	手数料額
0.05ha未満	12,000
0.05ha以上0.1ha未満	21,000
0.1ha以上0.2ha未満	31,000
0.2ha以上0.5ha未満	47,000
0.5ha以上1ha未満	67,000
1ha以上2ha未満	110,000
2ha以上4ha未満	170,000
4ha以上7ha未満	250,000
7ha以上10ha未満	340,000
10ha以上	420,000

### 2 宅地造成等規制法第12条第1項の変更許可申請手数料

(479号)

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が420,000円を超えるときは、420,000円。

ア 宅地造成に関する工事の設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、宅地造成工事区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の区域の面積、宅地造成工事区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の区域の面積)に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の宅地造成工事区域への編入については、新たに編入される宅地造成工事区域の面積に応じ前号に規定する額

ウ その他の変更については、10,000円

## 優良宅地造成認定申請手数料

租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハの許可申請手数料 (349号)

造成宅地の面積の区分に応じ、次に掲げる額

(単位：円)

造成宅地の面積	手数料額
0.1ha以上0.3ha未満	130,000
0.3ha以上0.6ha未満	190,000
0.6ha以上1ha未満	260,000
1ha以上3ha未満	390,000
3ha以上6ha未満	510,000
6ha以上10ha未満	660,000
10ha以上	870,000